

ポスト2022年の都市農地

一般財団法人 都市農地活用支援センター



R06.2発刊予定

これからの新しい都市農業及び都市農地の保全等のあり方を検討する研究会（R04.12～）

- (1) 大都市の生産緑地減少に歯止め
- (2) 一般市での生産緑地導入等
- (3) 農と調和した開発
- (4) 生産緑地以外の施策
 - ①農のエリアマネジメント
 - ②農地保全型基盤整備
 - ③新しい担い手
 - ④農地創出
 - ⑤農的空間での活動支援
(市民農園、公園、その他空地)

「市民緑農地」の提案

PROGRES
プログレス

都市の『農』を考える 農的活動の新展開と「市民緑農地」の提案

認定NPO法人日本都市計画家協会生産緑地研究会 編
発行：一般財団法人都市農地活用支援センター

発行所：株式会社 プロレス

近刊 定価未定

佐藤 啓二

(一財) 都市農地活用支援センター 常務理事・統括研究員

提案の主旨

- 戦後の新しく国を建設・成長させる時代から、複雑化する国際秩序や地球環境問題の下で、これまで作り上げた枠組を管理・修正する時代になっている。
- 社会全般で空地の増大や労働力不足が課題となる一方、個人のストレスの増大など「農」の有する様々な効用に関心が高まる中、都市においては農地を含め現実的・効率的な空地利用システムが求められている。
- こうした背景を踏まえ、これまでの農地法を座標軸とした「市民農園」的な枠組ではなく、「農」(耕作)を軸にした社会にとって有益な市民活動即ち「農的活動」を行うための空間を「市民緑農地」と定義し、その普及促進を図る法制度の創設を提案する。

市民の「農的活動」の広がり

みんなのうえん (神戸市兵庫区)



くにたちはたけんぼ (国立市)



いくのパーク (大阪市生野区)



タマリバタケ (東京都世田谷区)



いちばたけ (神戸市灘区)



カヤバエン (東京都中央区)



ササハタハツPJ (東京都渋谷区)



イチバタケ

5



カヤバエン

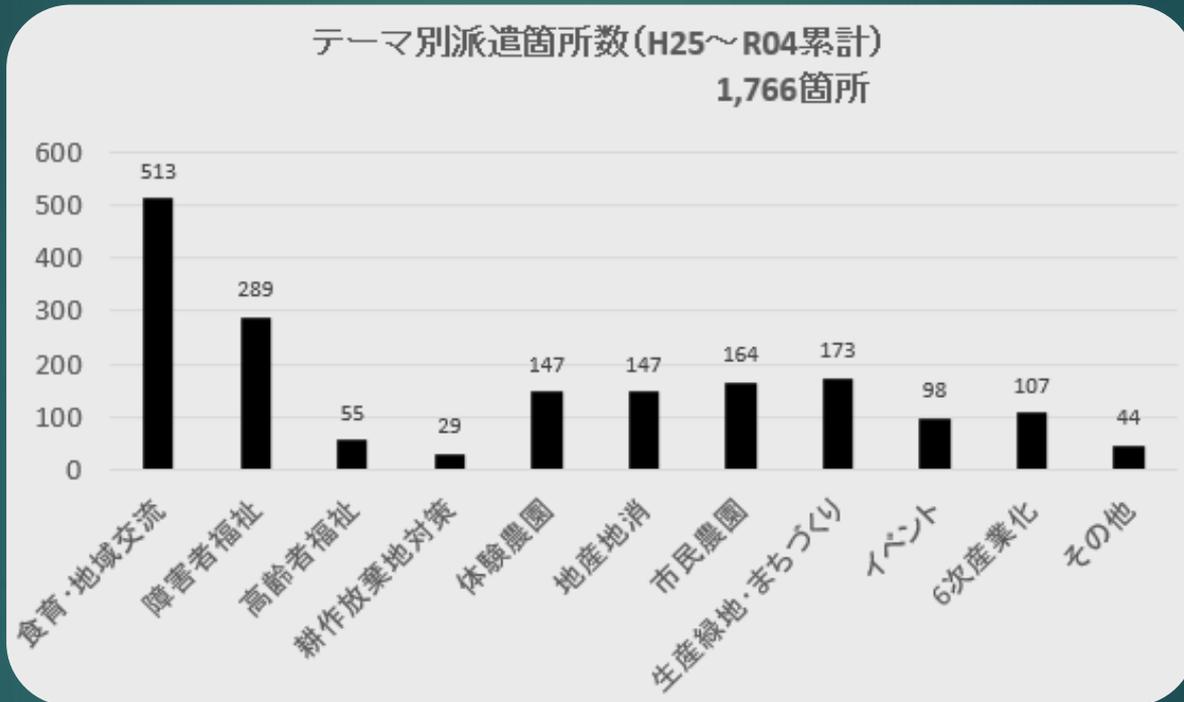


タマリバタケ

7



「農」の機能発揮支援アドバイザー派遣事業



様々な社会課題の顕在化→農の機能

9

令和元年に練馬区で開催された世界都市農業サミットの議論の中心になったのは、「貧困対策」「更生・就労」「安全な食料」「資源循環」「異民族・階層間のコミュニティ」等の課題解決であった。



「市民緑農地」の具体的なイメージ

10

都市の中の空いた土地(公有地を含む)や屋上空間等を利用して市民グループが無農薬の耕作、農作物の栽培・収穫を共にし「農」とその大切さを学ぶとともに、休憩時間にテーブルカフェで交わされる日常会話等の場は参加者の「居場所」となりコミュニティも自然に育ってゆく。ここでの活動を豊かなものにするためには、耕作のスペースだけでなくベンチのある交流広場やピザ窯、こどもの喜ぶビオトープなどもあったらなお良い。こうした空間を使って収穫祭やマルシェを開催したり、近所の福祉施設・保育園等と連携したイベントを実施することで交流の輪や地域コミュニティは更に広がってゆく。

「市民緑農地」と「市民農園・分区園」の違い

	市民農園・分区園	市民緑農地
空間種類	農地 公園	未利用の公有地、団地敷地、 企業敷地、一般宅地、屋上、 建物内部 + 農地、公園
活動内容	農作業	農作業、談話・お茶、調理・ 食事、小動物飼育、自然観察、 自然循環、各種イベント（マ ルシェ、フェア、教室）
空間利用	耕作	耕作、芝生、樹林（果樹等）、 バーベキュー、ピザ窯、畜舎、 水面（ビオトープ等）
活動主体	個人、公益的な法人	個人、法人、グループ・サー クル（市民、学校、老人ホーム等）

法制度提案のポイント

12

● 名称

(仮) 市民緑農地における農的活動の推進に関する法律

● 市民緑農地の定義

「一定の組織形態」を持つ市民団体が自らの管理運営により継続的に「農的活動」を行うための「空間」

農的活動：

農作物作りを契機として、他の社会的活動領域と一定の組織的連携を図る活動

農隣連携、農学連携、農福連携、農食連携、農林連携等々

一定の組織：

継続、代表者と民主的意思決定、開かれた組織（入退会）、規約

空間：

市街化区域内の土地、建物屋外空間、建物内部空間

- 市民緑農地の存在意義・公共性の宣言

- 国や地方自治体の責務

- 市民緑農地の設置及び管理運営

市町村長による認定 仮認定（～3年）→本認定（10年継続）

- 農地法等の特例

農地法上の農地と見做す、都市公園法の公園施設に追加

建築基準法の規制緩和

- 税制その他の公的支援

土地について、生産緑地並の固定資産税軽減等

■ 農地以外を利用した「都市農業」の振興・普及が目的

都市農業の種別	空間種別
住宅活用型	住宅・共同住宅の内部、外部、ベランダ・バルコニー、屋上等
近隣生活圏型	住宅団地内の低未利用地
都心型	高層ビルの内部、外部、屋上等
学校教育型	学校の敷地、建築物
農場型・公園型	公設・民営で専用農場設置、公園利用

ソウル市 メトロファーム

15



農水省の新施策

農山漁村振興交付金 「都市農地創設支援型」

16

3 都市農地創設支援型

(1) 支援内容

① 宅地等の農地転換による都市農地の創設

～ 宅地等を農地に転換し、都市農地を創設する取組への支援 ～

支援対象者：都道府県、市区町村、都市農業関係者等の複数の組織により構成される団体

〔 農業関係者：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、
民間企業、J A、経営コンサルタント等 〕

※地方公共団体のみで構成されている組織ではないこと



都市農地の創設に関する合意形成に向けた取組

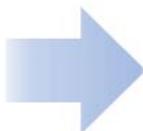
- 都市農地の創設に関する専門家による相談、先行事例の調査、住民の農業への関心の把握、適地やニーズを把握するための調査
- 関係者（農業者、行政、有識者等）との合意形成を目的とする協議・話し合いの場の設置
- 創設した都市農地の活用手法、継続的な運営体制の検討
- 創設した都市農地の生産緑地指定に向けた検討
- 都市農地の周辺環境対策のための簡易な施設（農業飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の防止対策）の整備



※建築物基礎や舗装版の撤去、除雑、深耕等の、簡易な施設の整備以外のハード事業は支援対象外

他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表

(イメージ)



駐車場を活用し、会員向けのコミュニティ農園を整備

3 都市農地創設支援型

② 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出

～ 都市部の空閑地等を活用し、農的空間を創出する取組への支援 ～

支援対象者：都道府県、市区町村、都市農業関係者等の複数の組織により構成される団体

〔 農業関係者：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、
民間企業、J A、経営コンサルタント等 〕

※地方公共団体のみで構成されている組織ではないこと



農的空間の創出に関する合意形成に向けた取組



商業施設の屋上で貸し菜園を運営

- 農的空間の創出に関する専門家の相談、先行事例の調査、住民の農業への関心の把握、適地やニーズを把握するための調査
- 関係者（農業者、行政、有識者等）との合意形成を目的とする協議・話し合いの場の設置
- 創出した農的空間の活用手法、継続的な運営体制の検討
- 高齢者、子ども、障がい者が農作業体験に参加できる農園の構造や仕組みの検討
- 農作業体験のための付帯施設（簡易トイレ、農機具庫、休憩所等）の整備

※建築物基礎や舗装版の撤去、除雑、深耕等の、簡易な施設の整備以外のハード事業は支援対象外

他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表

農的空間とは

まちの魅力創出やコミュニティの活性化などを目的とする、非農地を活用した農にふれあうことができる菜園等

(イメージ)



団地やアパートの空閑地を活用し、近隣住民向けのコミュニティ農園を設置